

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和5年1月20日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）ケーズデンキ近江八幡店 近江八幡市土田町1400番1ほか
- 2 意見の概要 近江八幡市からの意見
 - (1) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）に規定される特定施設を設置される場合は、特定施設設置届の提出が必要です。
 - (2) 店舗周辺における交通量の増加が見込まれる際には、交通誘導員を配置するなど、安全対策に配慮願います。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
近江八幡市産業経済部商工労政課 近江八幡市安土町小中1番地8
 - (2) 縦覧期間 令和5年1月20日から令和5年2月20日まで